厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備

厚生労働省 社会・援護局

地域福祉課　地域共生社会推進室

室　長　　柴田　拓己

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修の実施

○　包括的な支援体制の整備を促進するため、「市町村全域に目を向け、包括的な支援体制の整備及び地域共生社会の実現のために、地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備方針等を検討した上で、これに向けて、関係者がそれぞれの業務や活動等を行いやすくするための支援や組織変革を行うことができる人材及びそういった人材を育成できる人材」の育成を目指し、市町村の管理職向け研修及び都道府県向け研修を実施する。

	市町村の管理職向け研修	都道府県向け研修
研修目的	○　地域共生社会－包括的な支援体制の整備の関係性、包括的な支援体制整備の手法などの基礎的な知識を習得した上で、実際に、自分たちの市町村において、地域の実情に応じた体制整備を行うために具体的な行動（関係者との合意形成・組織変革の働きかけ等）ができるようになること等を目的とする。	○　地域共生社会－包括的な支援体制の整備の関係性や、包括的な支援体制の整備の手法、目的に照らして手段たる施策を形成することの重要性などの基礎的な知識を習得した上で、実際に、自分たちの都道府県管内において、管内市町村の支援ニーズを踏まえた具体的な行動・支援策を講じることができるようにすることを目的とする。
研修開催時期	令和８年10月～令和９年１月	令和８年11月～令和９年１月
開催回数	３回シリーズ（各回２日程ずつ）	２回シリーズ（各回２日程ずつ）
開催方法	オンライン	対面、オンライン
定員	各回30名	各回20名

カリキュラムイメージ

市町村の管理職向け研修

研修内容	研修時間
・　講義（地域共生社会、包括的な支援体制の整備に関する歴史的な経緯）※第１回のみ	【事前視聴】60分
・　講義（第１回：包括的な支援体制の整備を理解するためのキーワード、第２回：包括的な支援体制の整備に必要な要素と個別支援における管理職の役割、第３回：包括的な支援体制の整備に必要な地域への働きかけと、地域づくりにおける管理職の在り方）	40～50分
・　事例発表、トークセッション	60分
・　グループワーク、質疑応答	90～120分
・　講義（包括的な支援体制の整備に向けた取組の進捗状況を確認するためのロジックモデル・指標案－ 第１回：個別支援編、第２回：地域づくり編）	30～40分
・　質疑、受講者アンケート	10～20分

都道府県向け研修

研修内容	研修時間
第１回	
・　講義（包括的な支援体制の整備を理解するためのキーワード、都道府県に期待される役割）	70分
・　事例発表、トークセッション	60分
・　講義（包括的な支援体制の整備に向けた取組の進捗状況を確認するためのロジックモデル・指標案）	90分
・　質疑、受講者アンケート	20分
第２回	
・　事例発表、トークセッション	60分
・　グループワーク、質疑応答	140分
・　質疑、受講者アンケート	30分

市町村における包括的な支援体制の整備に関するロジックモデル（評価枠組み）について

「市町村における包括的な支援体制の整備に関するロジックモデル（評価枠組み）について」（令和８年７月23日厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡）より作成

○　市町村における包括的な支援体制の整備については、社会福祉法第106条の３により、すべての市町村に対し努力義務が課されているが、市町村からは、整備にあたって踏むべきプロセスや、整備した体制を評価する方法がわからないといった声があった。
○　「地域共生社会の在り方検討会議」の中間とりまとめ（令和７年５月28日）においては、包括的な支援体制の整備及び重層的支援体制整備事業の今後の在り方について、「事業の実施に当たっての目標・評価設定・その達成状況の確認を行うための具体的な考え方を示した上で、市町村の地域住民の生活課題の解決により一層資する取組を機能面や取組面で評価する仕組みと改める必要がある」と提言された。
○　このため、令和７年度社会福祉推進事業において、今後市町村が包括的な支援体制の整備を推進する上で参考としていただけるように、体制整備・事業実施のプロセスや評価方法等の例示を行うことを目的とした調査・研究を実施し、市町村における包括的な支援体制の整備に関するロジックモデル（評価枠組み）を作成した。

ロジックモデル（評価枠組み）に関する留意点等

○　本ロジックモデルは、市町村が包括的な支援体制の整備に向けた取組の進捗状況や取組の効果を確認するために作成されたものである。
○　本ロジックモデルは、包括的な支援体制整備の所管課が、関係者と共に取組の進捗状況を確認するための**「自己点検ツール」**として使用することを想定している。
○　本ロジックモデルについては、令和８年度の調査研究事業において複数自治体において実証を行った上で、自治体の負担にも考慮しつつ、さらに使いやすいツール等の開発を行うこととしている。

包括的な支援体制の整備に関するロジックモデルの全体像

※ロジックモデルの主語は、市町村の包括的な支援体制整備/重層事業の所管課



社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）の概要

改正の趣旨 質の高い福祉サービスの確保と、社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立を両立するため、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制を強化します。

改正の概要

１．地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充

⑴ 小規模市町村における包括的な支援体制の整備

小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業を新設するとともに、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置できるようにします。

※ 福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野を超えた基準へ柔軟化し、地域住民の取組との協働を促進します。

⑵ 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設／介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化

中山間・人口減少地域において、地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みを導入できる特例介護サービスの類型（特定地域サービス）を新設します。また、地域のサービス提供主体が少ない場合に、市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」を創設します。あわせて、事業者間の連携強化や事業継続の仕組みを構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点事業を新設します。

⑶ 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活支援、入院等の手続支援、死後事務支援を第二種社会福祉事業に位置付けるとともに、相談体制の整備を図ります。

⑷ 成年後見制度等の適切な利用の支援

成年後見制度や地域の権利擁護事業の適切な利用を支援する中核機関として、市町村が「地域権利擁護相談支援センター」を設置できるようにします。

⑸ 有料老人ホーム制度の見直し

中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームについて、都道府県等への登録制度を導入します。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」を新設し、利用者負担を求めます。

⑹ 介護保険事業（支援）計画の見直し

介護サービス量等の中長期推計および医療・介護連携に関して介護保険事業（支援）計画を見直すとともに、電子資格確認の導入など、介護被保険者証に関する見直しを行います。

２．福祉人材の安定的な確保および定着支援

⑴ 福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進

福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上や経営改善支援の取組促進を国および都道府県の責務とし、当該取組の促進のため、関係者の連携を図る協議会を設置します。

⑵ 介護福祉士養成施設卒業者の経過措置の見直し

令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後５年間は資格を持てることとします。また、准介護福祉士資格を廃止します。

⑶ ケアマネジャー（介護支援専門員）の更新制の廃止

介護支援専門員（ケアマネジャー）の更新制を廃止し、法定研修の見直しを行います。

３．支援基盤の強化等

⑴ 社会福祉連携推進法人制度の活用推進

社会福祉連携推進法人が実施できる業務を追加します。また、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加します。

⑵ 災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化

災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する人材登録制度を整備します。

施行日：令和９年４月１日が原則ですが、改正事項によって異なります。（各改正事項を参照ください。）

重層的支援体制整備事業と ロジックモデル（評価枠組み）の関係について

「市町村における包括的な支援体制の整備に関するロジックモデル（評価枠組み）について」（令和８年７月23日厚生労働省社会・援護局 地域福祉課事務連絡）より作成

改正社会福祉法との関係

○　令和８年６月25日に交付された社会福祉法等の一部を改正する法律（令和８年法律第51号。以下「改正法」という。）による改正後の社会福祉法第106条の５においては、重層的支援体制整備事業実施計画（以下「重層事業実施計画」という。）に、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の方向性」「支援関係機関の機能の強化に係る目標」「支援関係機関相互間の連携の促進に係る目標」「実施計画の達成状況の評価」に関する事項を定めることが規定された。

○　また、策定した重層事業実施計画は、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、当該評価の結果を踏まえ、必要がある場合は、計画の変更を行うものとしている。

○　改正法の施行は令和９年４月１日を予定しているため、これに併せて本ロジックモデルを参照の上、必要事項を定めた重層事業実施計画を策定するとともに、定期的な評価や見直しを行っていただきたい。

重層的支援体制整備事業との関係

○　重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）については、令和９年度から、事前の検討プロセス（地域における地域活動等の把握、地域住民、支援関係機関等との意見交換、事業実施の必要性や実施方法の検討等）を行っていることを、重層事業を開始する際の要件とする予定。

○　その際には、本ロジックモデル等の評価枠組みを活用いただくことを想定している。具体的には、本ロジックモデル等を参照いただきつつ、自らの自治体における包括的な支援体制に係る課題や初期アウトカムの検討・検証を実施した上で、明らかとなった課題等に対して、重層事業を活用して、どのように課題解決を図るのか等を検討していただくことを想定している。

○　このため、令和９年度より重層事業を開始することを予定している市町村や、既に事業を実施している市町村で当検討プロセスを実施していない市町村においては、本ロジックモデル等の評価枠組みを活用した事前の検討プロセスを令和８年度中に実施いただきたい。

重層的支援体制整備事業の見通し

「重層的支援体制整備事業について」
（令和8年1月26日社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室事務連絡
一部抜粋）

○　重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」）は、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために創設した事業です。厚生労働省としては、今後とも、市町村にこの事業を活用していただくことで、支援関係機関の連携を強化する中でそれぞれの対応力が強化され、地域の実情に応じた多様な実践が生まれていくことを期待しています。

○　令和2年度の制度創設（施行は令和3年度）以降、地域において創意工夫ある取組が生まれてきましたが、各自治体における事業内容にもばらつきが見られました。また、想定を上回るペースで、実施自治体数が大幅に増加してきました。これに対応して、毎年度予算の増額も行ってきています。

（注1）重層事業実施自治体数
43（令和3年度）⇒471（令和7年度）⇒585（令和8年度見込み）

（注2）重層事業（多機関協働事業等）の予算額
10億円（令和３年度）⇒56億円（令和７年度）⇒56億円（令和８年度当初予算案）

○　しかしながら、財政的な安定性を確保するための見直しが必要となり、令和7年度に、自治体における平均的な人員配置の実態を考慮しつつ、1自治体あたりの交付基準額（申請上限額）の引き下げを実施しました。

さらに、令和8年度も100以上の市町村が新たに事業を開始する見込みです。これらの自治体の多くは、これまで移行準備事業を活用して数年にわたり準備を進めてきており、重層事業への移行を確実にすることが不可欠です。同時に、国の財政制約の下で、将来に向けて重層事業の持続可能性を向上することも必要であるため、令和8年度も、多機関協働事業等に要する費用に係る見直しを実施することとしたものです。

（注3）令和8年度の見直しの内容　　※詳細は、次ページ以降を参照ください。
（１）事業開始から5年を経過した市町村等への交付割合の見直し
（２）市町村における取組内容に応じた交付基準額の設定

○　2カ年続けての見直しにより、各自治体における業務計画や執行に大きな影響を与えてしまっていることは承知しております。厚生労働省としては、今回の見直しにより、実施自治体が増加する中でも、交付金の持続可能性を確保することができたと考えておりますので、引き続き、各自治体のご理解とご協力をいただきますよう、何卒よろしくお願いいたします。

○　厚生労働省としては、各自治体において、地域の実情に応じて包括的支援体制が構築され、その基盤の上に創意工夫の豊かな実践が展開されていくよう、引き続き、重層事業をはじめ、地方自治体への支援を継続してまいります。